令和5年度第3回旭川中央警察署協議会議事内容

1 開催日時

令和5年12月14日(木) 午後2時30分から午後3時30分までの間

2 開催場所

旭川中央警察署 3階大会議室

3 出席者

(1) 協議会委員 7人(定員11人)

会	長		上	西	義	幸
副会	長		素	野	香	織
委	員		打	本	紀美	息
委	員		北	塔	光	士
委	員		河	端	勝	彦
委	員		Щ	崎	里	佳
委	員		坂	上	幸	男

(2) 旭川中央警察署員 8人

署長	Ш	村	茂	幸
副署長	新	井	伸	昭
刑事·生活安全官	木	JII	和	哉
地域官	菊	地	太	郎
交通官	村	越	俊	文

事務局 3人

4 業務説明

- (1) 旭川中央警察署の近況について
- (2) 犯罪被害者支援等について
- 5 協議・質疑応答

【委員】

なぜ犯罪被害者支援特化条例が必要となるのか。

【事務局】

犯罪被害者支援は、警察だけでなく、地域全体で行うことが重要で、そのためには根拠規定が必要となります。

根拠規定は、住民の民意を反映することのできる条例であることが望ましく、きめ細かな支援を行うためにも、道条例とは別に、市町村独自の条例を制定することが重要となります。

【委 員】

どういった犯罪が支援の対象となるのか。

【事務局】

殺人罪や不同意性行等罪等の身体犯や、交通死亡事故等の重大な交通事故が対象となっています。

【委 員】

市町村のバックアップも必要となると思うが、犯罪被害者を市町村では把握できないのではないか。

【事務局】

条例を制定し、市町村と警察署で犯罪被害者支援に関する協定を結ぶことで、犯罪被害者の情報を 共有することができます。